



# こんにちは 岩手県労働委員会です

～労働委員会活用ガイド～

わんこきょうだい



こくっち



とふっち



そばっち



おもっち



うにっち

労使のトラブルの解決をサポートします

令和6年4月

# 岩手県労働委員会

## 目次

	ページ数
利用者タイプ別 労働委員会活用ガイド	1
はじめに 労働委員会とは	2
1 労働相談（労働相談なんでもダイヤル）	3
2 個別労働関係紛争のあっせん	4
3 労働争議の調整	6
4 不当労働行為の審査	8
5 その他	10
(1) 労働組合の資格審査	
(2) 争議行為の予告通知	
6 労働委員会 Q&A	11

## 利用者タイプ別 労働委員会活用ガイド

労働委員会は、労働組合だけでなく、労働者個人、使用者も利用できる県の行政機関です。利用者によって利用できる制度に違いがありますが、全て無料ですので、御活用ください。

区分	利用できる制度等	ページ
<b>労働者 (個人)</b>	• 労働相談（労働相談なんでもダイヤル）	3
	• 個別労働関係紛争のあっせん	4
	• 不当労働行為の審査	8
<b>労働組合</b>	• 労働相談（労働相談なんでもダイヤル）	3
	• 労働争議の調整	6
	• 不当労働行為の審査	8
	• 労働組合の資格審査	10
	• 争議行為の予告通知	10
<b>使用者 (事業主)</b>	• 労働相談（労働相談なんでもダイヤル）	3
	• 個別労働関係紛争のあっせん	4
	• 労働争議の調整	6
	※不当労働行為の審査は、使用者から申立てできません。	

# はじめに 労働委員会とは

労働者・労働組合と使用者間のトラブルの解決をしています！

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて設置された県の行政機関です。

## 労働委員会の構成

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者、それぞれ同数の委員により構成されています。岩手県の場合、各5人ずつ、計15人の委員が任命されています。

なお、委員会には、その事務を整理させるため事務局が置かれています。



## 労働委員会の特色

労働委員会の最大の特色は、委員が公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されていることにあり、労使紛争の解決に当たって、より当事者双方の立場を踏まえた中立・公正な対応が可能となっています。また、秘密厳守で、費用も無料です。



# 1 労働相談

労働委員会では、**無料**で労働相談を受け付けております。お困りのことがある場合や疑問がある場合は、お気軽に御利用ください。

## ○労働相談なんでもダイヤル

ろうどう で なくな

**0120-610-797** (フリーダイヤル)

- ・受付時間 8時30分から17時まで(土・日・祝日、年末年始は除く)
- ・相談員 労働委員会事務局職員

## ○メールによる労働相談

- ・相談員 労働委員会事務局職員
- ・相談サイト 県ホームページから「メール労働相談」と検索するか、右記QRコードからアクセスしてください。



※ 回答までお時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合には電話による相談等を御利用ください。

### <相談例>

- ・ 一方的に給料を大幅に引き下げられた。
- ・ 上司から大声で恫喝され、嫌がらせを受けた。
- ・ 求人票と労働条件が違った。
- ・ 何の理由の説明もなく解雇を言い渡された。
- ・ 社外の労働組合から団体交渉を申し入れられたが、応じないといけなのか。

### <ほかの主な労働相談窓口>

岩手県(知事部局) 県内各地の広域振興局経営企画部・地域振興センターに労働相談窓口

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・盛岡広域振興局経営企画部            | 019-629-6516 |
| ・県南広域振興局経営企画部(奥州)        | 0197-48-2421 |
| ・沿岸広域振興局経営企画部(釜石)        | 0193-25-2718 |
| ・沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター | 0192-27-9911 |
| ・沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター  | 0193-64-2211 |
| ・県北広域振興局経営企画部(久慈)        | 0194-53-4981 |
| ・県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター  | 0195-23-9201 |

岩手労働局 総合労働相談コーナー

フリーダイヤル 0120-980-783 (一般電話、公衆電話から通話可能)

※携帯電話からは、019-604-3002 へおかけください。

※県内各地の労働基準監督署にも総合労働相談コーナーがあります。

盛岡、宮古、釜石、花巻、一関、大船渡、二戸

# 2

## 労働者（個人）と使用者の紛争を解決

# 個別労働関係紛争のあっせん



個別労働関係紛争は、個々の労働者と使用者との間で、労働条件やその他の労働関係をめぐって、双方の主張が一致せずに生じた紛争をいいます。具体的には、賃金、一時金、労働時間、解雇、配置転換などに関する紛争が挙げられます。

個別労働関係紛争のあっせんは、労働委員会の会長が指名したあっせん員が、当事者双方の主張を確認し、争点を整理した上で助言等を行い、当事者双方の歩み寄りによる紛争の解決に向けてお手伝いをする制度です。

### <紛争の例>

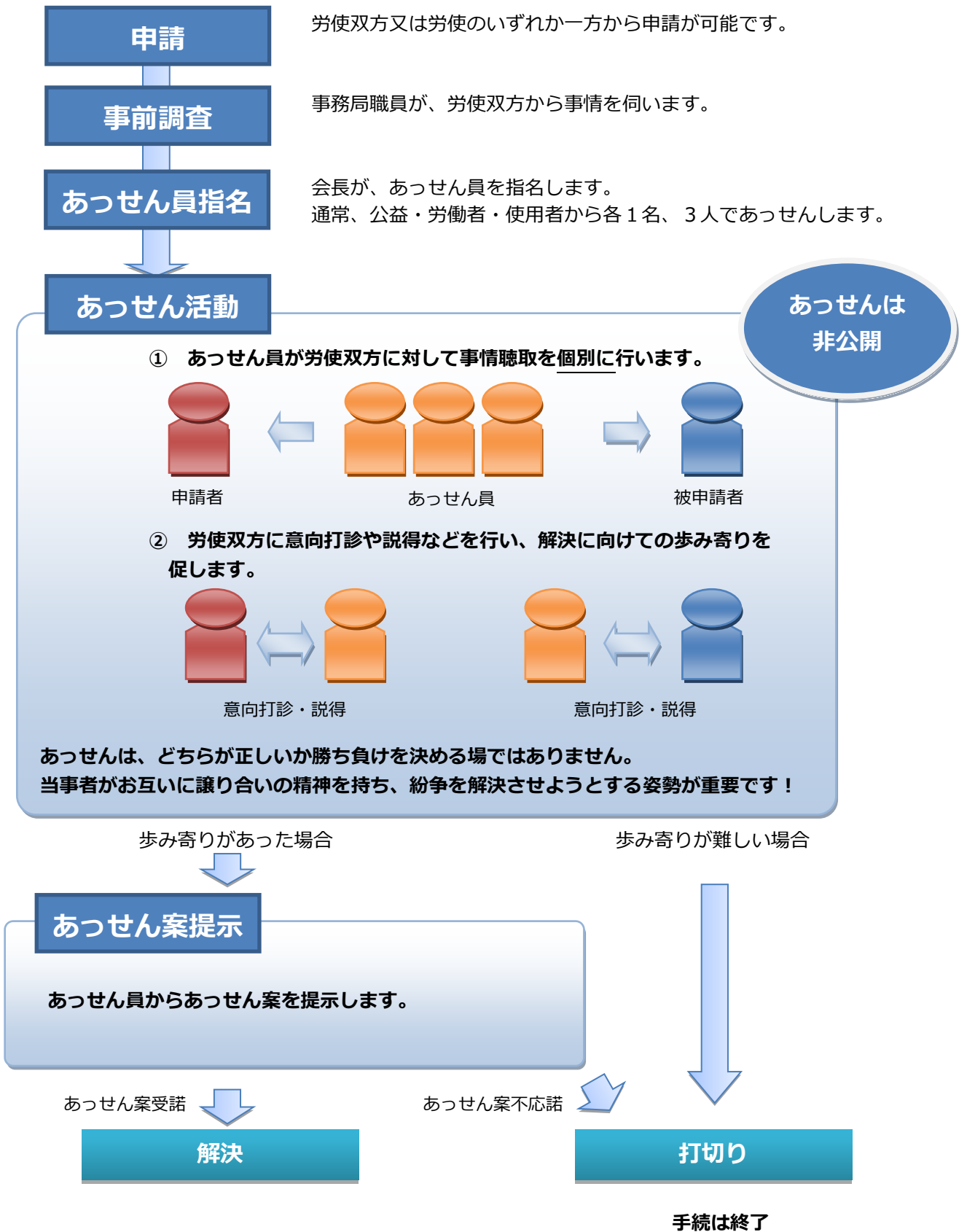
- ・ 突然、会社から解雇を言い渡された。解雇を撤回してほしい。
- ・ 職場で嫌がらせを受けて退職を余儀なくされた。慰謝料を要求したい。
- ・ 説明もなく賃金を一方的に引き下げられた。差額を支払ってほしい。
- ・ 雇止めを通告されたが、継続勤務を希望したい。
- ・ 従業員からパワハラに対する慰謝料を要求された。撤回を求めたい。

### <ほかに個別労働関係紛争のあっせんを行っている機関等>

岩手労働局（紛争調整委員会によるあっせん）	☎ 019-604-3002
社労士会労働紛争解決センター岩手	☎ 019-651-2373
岩手弁護士会紛争解決センター	☎ 019-651-5095

※詳しいことは、それぞれ直接お問い合わせください。

## あっせんの基本的な流れ



# 3

## 労働組合と使用者の紛争を解決 労働争議の調整



労働委員会は、労働組合と使用者の間で、労働条件その他の労使間の話し合いが進まず、自主的にはどうしても問題が解決されないときに、その話し合いをとりなして、双方の歩み寄りや譲歩を促し、争議を平和的に解決するために必要な援助をします。

労働委員会が行う争議の解決のための援助（これを「調整」といいます。）の方法には、あっせん、調停、仲裁の三つがあります。どの方法を選ぶかは、原則として当事者の自由です。本県では、「あっせん」が一番多く利用されています。

労働委員会は、単に争議が解決すればよいという考えではなく、できるだけ労使双方の納得の得られる合理的な解決が図られるとともに、その後の労使関係の信頼と安定が確立されるよう努力しています。

※この制度は、労働者個人からは申請できません。

### <主な調整の対象となる事項>

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 賃金に関する事項        | （賃上げ、一時金、退職金など）  |
| 2 賃金以外の労働条件に関する事項 | （労働時間、休日・休暇など）   |
| 3 人事等に関する事項       | （人員整理、配置転換、解雇など） |
| 4 組合活動等に関する事項     | （組合員の範囲、シヨップ制など） |
| 5 協約締結及び改訂        | （労働協約の変更など）      |
| 6 団体交渉促進          | （団体交渉に相手が応じないなど） |



# あっせんの流れ

ここでは「あっせん」について御説明します。調停や仲裁については、労働委員会事務局までお問い合わせください。

申請

労使双方又は労使のいずれか一方から申請が可能です。

事前調査

事務局職員が、労使双方から事情を伺います。

あっせん員指名

会長が、あっせん員を指名します。  
通常、公益・労働者・使用者から各1名ずつ選ばれます。

あっせん活動

あっせんは  
非公開

① あっせん員が労使双方に対して事情聴取を個別に行います。



② 労使双方に意向打診や説得などを行い、解決に向けての歩み寄りを促します。



あっせんは、どちらが正しいか勝ち負けを決める場ではありません。  
当事者がお互いに譲り合いの精神を持ち、紛争を解決させようとする姿勢が重要です！

歩み寄りがあった場合

歩み寄りが難しい場合

あっせん案提示

あっせん員からあっせん案を提示します。

あっせん案受諾

あっせん案不応諾

解決

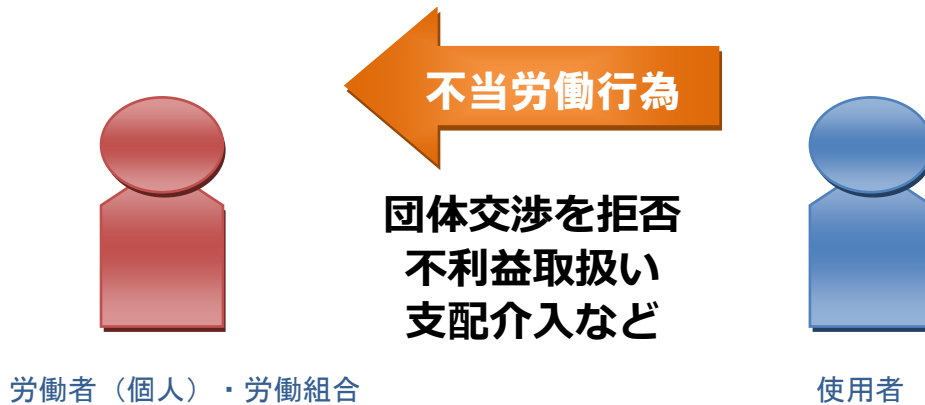
打切り

手続は終了

# 4

労働組合・労働者（個人）と使用者の紛争を解決

## 不当労働行為の審査



労働組合や労働者(個人)は、使用者が不当労働行為を行ったとみられるときは、労働委員会に対して不当労働行為の救済申立てを行うことができます。ただし、その行為があった日から1年以内に申立てなければなりません。

労働委員会は、申立てがあった場合、必要な調査や審問等の審査を行い、不当労働行為があったと認められる場合は、是正のための救済命令を出します。

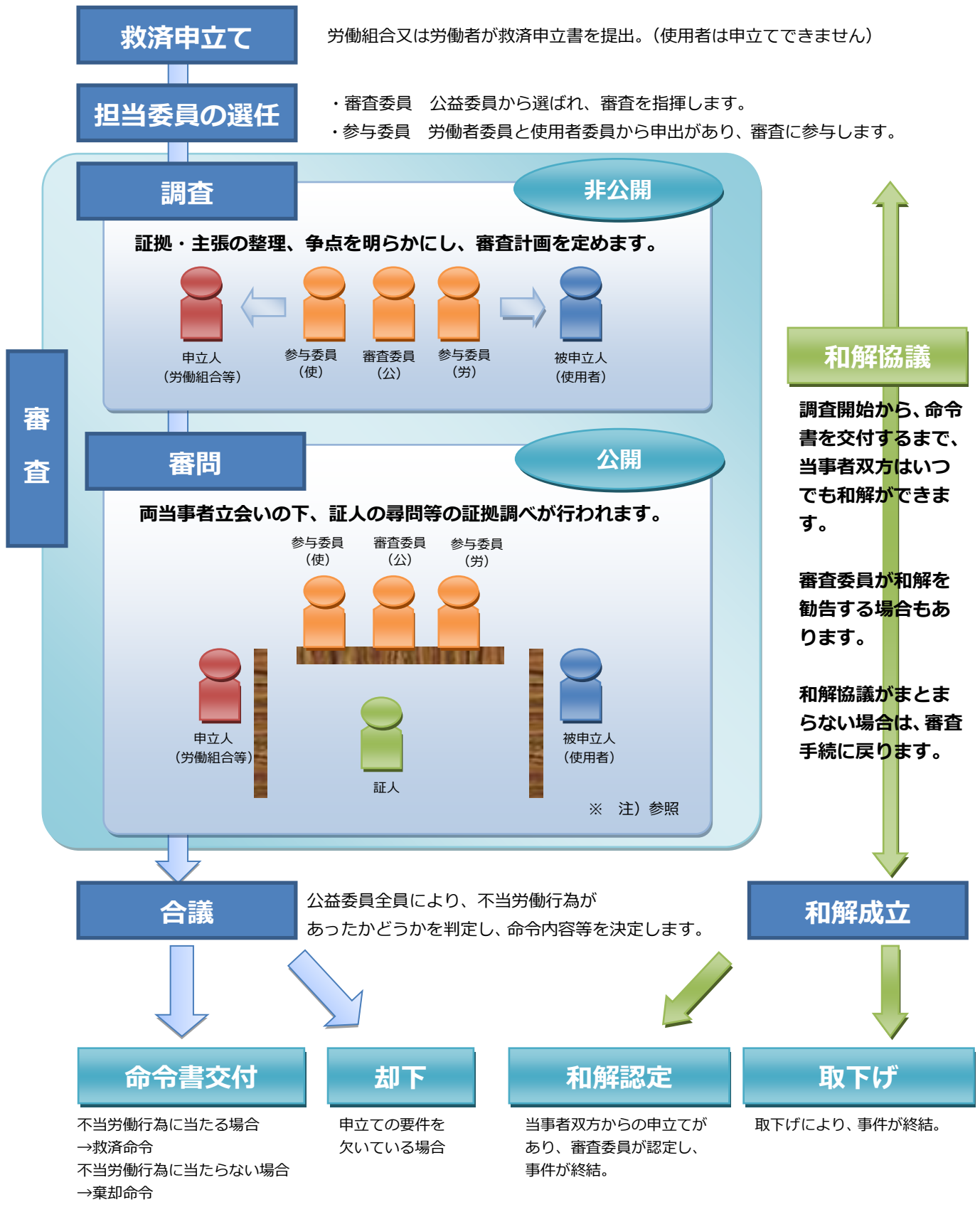
なお、本県では審査の目標期間を定めており、単純な団交拒否事件の場合は6か月、それ以外の事件は1年とし、迅速かつ適切な解決を目指しています。

※この制度は、使用者からは申立てできません。

### 不当労働行為の例（労働組合法第7条）

- 不利益取扱い  
労働者が労働組合に加入したことや組合活動をしたこと等を理由として不利益な取扱いをすること。
- 団体交渉拒否  
労働組合からの団体交渉の要求を正当な理由がなく拒否すること。
- 支配介入  
労働組合の結成又は組合の運営に支配介入すること。

# 審査の流れ



注) 事件の内容に照らし、申立書その他当事者から提出された書面等により命令を発するに熟すると認められるときは、審問を経ないで命令を発する場合があります。

# 5 その他

## (1) 労働組合の資格審査

労働者は、労働組合を自由に結成することができ、結成について届出は必要ありません。

ただし、以下の場合には、その都度労働組合法の規定に適合しているか否かについて、労働委員会による審査を受ける必要があります。

- 1 労働組合が不当労働行為の救済を申し立てる場合
- 2 労働組合が労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- 3 労働組合が法人登記をしようとする場合
- 4 労働組合が労働協約の地域的拡張適用を申し立てる場合
- 5 労働組合が無料の職業紹介事業又は労働者供給事業の許可申請を行う場合

## (2) 争議行為の予告通知

公益事業において労働組合又は使用者が争議行為を行う場合は、公衆の日常生活への影響が大きいことから、あらかじめ当該争議を公表することによって迷惑、損害を最小限に食い止めるため、関係当事者に対して争議行為の予告通知を義務付けています。

公益事業において争議行為をしようとする場合には、当事者である労働組合又は使用者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び知事（岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室）に、文書で通知することになっています。

公益事業とは、

- ① 運輸事業、② 郵便、信書便又は電気通信の事業、③ 水道、電気又はガス供給の事業、④ 医療又は公衆衛生の事業

# 6

## 労働委員会 Q&A

### ● 労働委員会の利用について

#### Q1 誰でも利用できますか？

A 岩手県内に事業所のある使用者と労働者であれば、どなたでも御利用できます（ただし、公務員等は、一定の要件に該当する場合に限ります。）。

#### Q2 労働委員会を利用するのに費用はかかりますか？

A 不当労働行為の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、個別労働関係紛争のあっせん等の制度を利用する際を含め、一切費用はかかりません。

#### Q3 関係者以外の人には知られたくない事柄もありますが、秘密は守られるのですか？

A 労働委員会の委員及び職員が、職務上知り得た秘密を他に漏らすことは禁止されています（労働組合法第23条）。プライバシー等は守られますので御安心ください。

### ● あっせんの手続について

（労働争議の調整と個別労働関係紛争のあっせんは、基本的に同じ進め方となります。）

#### Q1 賃金や労働時間について不当な扱いをされ、不満を持っていますが、会社と話し合っていない。このような場合も、あっせんの対象になるのですか？

A あっせんの申請を行うためには、労使間でトラブルが発生していることが前提となっていますので、不満を持っているという状況だけでは対象となりません。

会社の責任者の方に不満に感じている事柄を話したにもかかわらず、拒否されたり、納得がいく説明をしてもらえなかったような場合は対象となります。

#### Q2 「あっせん案」とはなんですか？

A あっせん員が、当事者の事情を伺った上で、ある程度解決の見込みがあると判断した場合、文書で「あっせん案」を提示する場合があります。この「あっせん案」を受け入れるかどうかは、当事者の自由意思に委ねられています。

#### Q3 あっせんが開催された場合は、必ず解決してもらえるのでしょうか？

A あっせん案を労使双方とも受諾できれば解決の方向に向かいますし、あっせん案提示に至らなくても、あっせんを契機に自主的解決を図ることができる場合もあります。

一方、被申請者があっせんを辞退した場合や、あっせんを開催しても、どうしても歩み寄りができない場合は打切りとなります。

---

## ● 不当労働行為の救済制度について

**Q1 労働委員会に不当労働行為の救済申立てをしたことで、後で使用者から解雇などの不利益な取扱いを受けたりしないでしょうか？**

A 救済申立てをしたことを理由として被申立人（使用者）が申立人（労働者）に対して不利益な取扱いをすることは、不当労働行為となり、禁止されています（労働組合法第7条第4号）。このような行為のないように、審査手続の中で被申立人に注意を促しています。

**Q2 労働組合から不当労働行為の救済申立てがなされましたが、被申立人（使用者）としては、不当労働行為をしたつもりはありません。期日には欠席してもいいですか？**

A 使用者として不当労働行為をしていないと考えているときは、期日に出席してその旨を主張してください。

主張、立証を行わず、また期日にも出席しない場合は、申立人（労働者や労働組合）の主張、立証に対する反論又は反対尋問の機会を失い、被申立人に不利な結果になる場合があります。

---

## ● 労働組合の資格審査について

**Q1 資格審査を受けるには、どのような書類が必要ですか？**

A 「労働組合資格審査申請書」のほか、以下の書類を提出してください。（書類が存在しない場合や作成が困難である場合は別途御相談ください。）

- 1 組合規約【必須】
- 2 組合会計書類（決算書・予算書等）【必須】
- 3 組合員の範囲の一覧表（会社の組織図に、組合員と非組合員の範囲を線引きしたもの）
- 4 組合役員名簿
- 5 職務権限規程
- 6 労働協約
- 7 使用者の証明書（不当労働行為救済申立てに係る申請の場合は提出不要）
- 8 組合組織一覧表（連合団体の場合のみ必要）

**Q2 資格審査は、何を基準として審査するのですか？**

A 労働組合の資格審査は、「自主的な労働組合といえるかどうか」（労働組合法第2条）と「民主的な労働組合に必要な規約を備えているか」（労働組合法第5条第2項）の2つの要件について行います。

審査の結果、要件を満たしていないと認められるときは、速やかに規約を改正するなどして補正してください。

---



**職場のトラブルで悩んでいませんか。  
ひとりで悩まず、まずは御相談ください。**

**岩手県労働委員会事務局**

**〒020-0021**

**盛岡市中央通 1 丁目 7-25〔朝日生命盛岡中央通ビル 3 階〕**

**審査・調整担当 019-629-6276・6277**

**総務担当 019-629-6271**

**労働相談なんでもダイヤル**

**(ろうどうでなぐな)**



**0120-610-797(フリーダイヤル)**

ホームページ

岩手県労働委員会

検索

<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

QRコード↓

